

◇ 書 評 ◇

立命館大学法学叢書 第15号

松本克美 『続・時効と正義』

——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』

新 井 敦 志*

1. 紹 介

(1) 題 名

本書の題名は、言うまでもなく、著者の前著『時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな胎動』（日本評論社、2002年）に由来するものである。前著の「序」のなかで、著者は、題名を「時効と正義」とした理由に関して、「時効制度がいかに『法的安定性』や『画一性』の要請を根底に有するとしても、その存在意義は結局は正義によって制約される。正義に著しく反する場合には時効の援用が信義則違反ないし権利濫用であるとする本書でとりあげる幾つかの判決はこのことを象徴している」と述べている。前著でのこの立場・基本的考え方は、その題名からも明らかなように、本書に承継されているといえる。

(2) 内 容

本書は、第1部の「消滅時効・除斥期間論の現代的展開」、第2部の「各分野における消滅時効・除斥期間論」、第3部の「時効法改革の基本視点と課題」から成っている。

第1部では、①民法724条前段の時効期間と、②同条後段の期間について論じている。まず、①の起算点については、起草過程での議論、判例の流れ、学説における議論、さらには改正ドイツ時効法における時効起算点論についての検討を行ったうえで、日本における従来の「現実認識」か「認識可能性」かという問題の建て方自体の組み替えが必要との認識に基づき、被害者の重過失ある不知を現実の認識と

* あらい・あつし 立正大学法学部教授

同視すべきとする規範的認識説を主張する。なお、この「重過失ある不知」については、当該事案において、被害者に損害および加害者の調査義務（間接義務）が課されるべきと評価できることが前提となるが、仮にそのような義務が措定できたとしても、当該事案における被害者の行為態様がその義務違反につき重過失ありとまでいえるのかを慎重に吟味すべきとする（第1章）。

②の20年の期間に関しては、まずその法的性質について、除斥期間説に基づき判例を統一したものとされる最判1989年の批判的検討を行い、除斥期間とする合理的な実質的理由づけに基づくものとはいえないとする。そして、最判1989年が採用した厳格なはずの除斥期間説は、それが法文から離れた解釈論の展開であったが故に、その後の判例の展開のなかでその空洞化をきたしていると指摘する（第2章）。次に、「不法行為の時」という起算点に関して、最高裁として初めて損害発生時説に立つことを明らかにした2004年の筑豊じん肺訴訟最高裁判決の射程距離を検討する。そして、この判決が採用した規準は、当該事案が該当する〈健康被害潜在型〉不法行為の場合だけでなく、〈財産被害潜在型〉不法行為や、〈隠蔽型〉不法行為、加害者の重過失による〈潜在被害非隠蔽型〉損害にも妥当し、また、加害行為時に損害が発生するのが通常の〈被害顕在型〉不法行為についても、損害発生時説によって統一できるとする。そのうえで、客観的な権利行使可能性を消滅時効起算点の一般原則として定める民法166条1項と、724条後段との連続性と違いについて論じている（第3章）。さらに、加害行為時から相当期間を経て損害が顕在化するタイプの被害を「後発顕在型不法行為」と整理し、これに関して、筑豊じん肺訴訟最高裁判決とその原審判決、およびその後に出た関西水俣病訴訟最高裁判決についての検討を踏まえ、最高裁で採用されている20年の起算点との関係で問題となる損害発生時とは、事実上の損害発生時ではなく、「当該損害賠償請求権の行使の客観的な権利行使可能性の観点から捉えられた損害の客観的認識可能時」という、すぐれて法解釈論的な概念としての損害発生時なのだとする。なお、この章では、この20年の期間と公訴時効期間との異同についての考察も行っている（第4章）。次に、同期間を除斥期間としつつその効果制限を認めた最判2009年についての検討を行い、この判決が、最判1998年の「民法158条の法意」に加えて、「民法160条の法意」によっても権利関係の画一的処理を目的とする除斥期間の効果を例外的に制限しうることを示したものと評価できるとする。そのうえで、除斥期間説を採用した最高裁自身が、その後、この期間経過による効果の制限や起算点規定の弾力的解釈によりその実質を修正せざるを得なくなっていると、最高裁は判例を変更しこの期間を時効とすべきだと主張する（第5章）。

第2部では、現代社会におけるさまざまな紛争分野、具体的には、不法行為や安全配慮義務違反が問題となる第二次大戦中の中国人・朝鮮人強制連行訴訟（第1章）、継続的不法行為が問題となる環境・公害訴訟（第2章）、不当労働行為に関する鉄建公団訴訟（第3章・第4章）、そしてまた、生命保険契約約款で規定されている保険金請求権（第5章）・児童に対する性的虐待による不法行為に基づく損害賠償請求権（第6章）・制限超過利息により発生した過払い金の不当利得返還請求権（第7章）に関する訴訟などのなかで争われた時効・除斥期間の問題についての検討が行われている。

第3部では、現在進行中の民法（債権関係）の改正作業に関係する消滅時効法改革の問題を扱い、債権の原則的時効期間である現行の10年の短期化論、時効期間統一化による民法170条以下の短期消滅時効や民法724条の規定の廃止論、時効の停止事由に関する議論などについての批判的な検討を行ったうえで、第1部および第2部で展開している著者の時効理論をも踏まえた立法提案を行っている。

2. 論 評

(1) 時効と正義

まず、時効制度の中心的な根拠を「権利者の権利不行使に対する非難可能性」に求めるという考え方を基礎として、著者は、「時効期間論・進行論・制限論の三位一体的把握」の必要性を主張する。そのうえで、著者は、さまざまな不法行為事例や安全配慮義務違反事例の被害者（＝損害賠償請求権者）などについて、この非難可能性の有無やその判断の基準を検討し、その作業を通じて時効における正義の探求を行っているといえる。

時効制度については、法が時の経過による権利の取得や義務の消滅を認めることになる点に関連して、古くから見解の対立がある。すなわち、この制度を肯定的に評価し「人類の保護者」とする立場がある一方で、これを否定的に評価し「不道徳な保護」あるいは「法による略奪」とする立場もある。このような対立が生じるのは、この制度が「時の経過」を基本要素とし、この時の経過による権利の取得・消滅に合理的根拠を与えるという実体法的な側面と、権利の取得・消滅についての証拠に関係する訴訟法的な側面とを併有するものであることが原因と考えられる。もちろん、貸金債権か損害賠償請求権かで、また紛争類型や被侵害利益の性質などにより事情が異なることもとはいえ、そのどちらかの側面だけに基づいて考えたのでは、適正な時効制度を実現することはできない。時効法研究者として著名な内

池慶四郎教授が、その著書『消滅時効法の原理と歴史的課題』のなかで述べられたように、「『人類の守護神』と『法による掠奪』との間に、時効を正しく制度化することは、常に至難の業であったし、将来もまたそうであろう」といわざるをえないのである。

このような制度に対する取り組み方としては、法技術的な整備によってその否定的な側面を少しでも減らすという方向において、現実の問題状況を十分に把握し、「より良い」法的規制を実現すべく、立法的対応も含めた検討作業を重ねてゆくことしかない。こうした観点からは、この問題についての机上の思索・検討にとどまることなく（前著における著者の表現を借りるならば、「理論的な視角のみが先行した〈机上の空論〉に陥る」ことなく）、被害者である原告側の意見書執筆や法廷での学者証人としての意見陳述といった直接的な係わりの経験をも踏まえて、消滅時効や除斥期間がいかにあるべきかを探求し、具体的な解釈論を提示する著者の取り組みは、この法制度の適正な調整という困難な作業を進めるうえでの重要な役割を担い続けているといえる。

(2) 正義の意味

最初に述べたように、著者は前著を引き継いで、タイトルに「正義」という言葉を入れている。前述したように、時効制度が相互に矛盾するともいえる機能的側面を併せ持つものであることを考えると、この制度との関係で安易に「正義」という言葉を使うことは、ある意味では危険な面があるようにも思われる。

しかし、ここで著者がいう「正義」とは、実は、社会、そしてそれを構成する市民、あるいは社会で悩み苦しむ人々に対する、著者の法学研究者としての強烈な責任感のことではないだろうか。そしてまた、この意味での正義に基づく研究の説得力は、著者の賢明さ、あるいは、豊かな知見に基づく社会事象についての法的分析・判断の実践を通して形成されたその価値基準に対する信頼性に由来するといえるのだが、それ以上に、その純粋さ、すなわち、不法行為や安全配慮義務違反の事案における被害者などと「同感」すべく、それら諸問題に正面から向き合おうとして力を尽くすことのできる姿勢・能力から生まれてくるものなのではないかと、評者には思える。

現代に生きる個人の尊厳の感覚を基礎とし、社会事象に対する幅広い問題意識に基づく丹念な調査・研究の積み重ねに裏付けられた緻密な法解釈論を展開する著者の研究は、実践的な思索のなかで獲得されたその叡智により、時効制度が本来的に有するものと評者には思われる難解さ（時効の謎？）の隘路あるいは袋小路に迷い

松本克美『続・時効と正義——消滅時効・除斥期間論の新たな展開』（新井）

込むことなく（時効の罨？）、着実にその理論としての成熟度を高め、また深めてゆくものと期待できるのである。